

緑ギタークラブ会則

2024年1月17日改訂

1. 名称および所在地
 - ・本会は、「緑ギタークラブ」と称する。
 - ・本会の所在地は、代表者宅とする。
2. 目標及び取組姿勢
 - ・本会は、ギター演奏に熱意のあるものが楽しく参加できるクラブを目指す。
 - ・会員は、練習等の行事には努めて出席し、併せて本会の適切な運営に参加、協力する。
3. コミュニケーション
 - ・会員は、本会則の目標及び取組姿勢を尊重し、相互のコミュニケーション向上及び親睦に努める。
 - ・会員間の合議及び提案は、練習時等における対面を原則とし、メールの使用は事務連絡のみにとどめる。
4. 練習
 - ・会員は自宅での個人練習に努め、ムダのない合奏練習を心掛ける。
 - ・やむを得ず欠席する場合は、事前に音楽リーダーに連絡する。
 - ・欠席者には、次回練習時に同じパートの出席者より練習の際の注意事項を伝える。
5. 会費
 - ・会費は主として定期演奏会費用に充当する。
 - ・総会で当該年度の月会費を決め、会費は原則前納する。
また、必要に応じて臨時の費用を徴収する場合がある。
 - ・休会または退会する場合は、休会月または退会月までの会費を納める。
 - ・休会者が復帰する場合、または新規入会者は、当該月より会費を納める。
6. 入会、休会及び退会
 - ・本会則に同意し入会を希望するものに、入会を承認する。
 - ・休会または退会する場合は、事前に代表に届け出る。
7. 代表選出
 - ・総会での過半数の会員の賛同により緑ギタークラブ代表を決める。
 - ・代表の任期は当該年度1年とするが、再任も可とする。
8. その他
 - 緑ギタークラブで使用している楽譜は当クラブ専用とし、他では使用しない。

以上